

令和7年門番第24号

裁 決

交通船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月17日20時45分

大分県佐伯港

2 船舶の要目

船種船名 交通船A

総トン数 19トン

全長 15.10メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 331キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和55年7月に進水し、船体前部に操舵室を、同室後方に客室をそれぞれ配し、操舵室前部中央に舵輪、その前方に磁気コンパス、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備え、佐伯港葛地区と大分県大入島間で人の運送をする不定期航路事業に従事する旅客定員12人のF R P製交通船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、回航の目的で、船首0.5メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和7年1月17日20時41分大入島石間地区を発し、葛地区に向かった。

ところで、葛地区は、佐伯港の南部に位置し、同地区北部に設けられた本港地区（葛）北防波堤（以下「北防波堤」という。）東端と、同端東方に設けられた中防波堤西端とで、可航幅約120メートルの港口を形成し、北防波堤東端には灯高11メートルで光達距離4海里の7秒ごとに赤色2閃光を発する佐伯港本港北防波堤灯台（以下「本港灯台」という。）が、中防波堤西端には灯高11メートルで光達距離4海里の7秒ごとに緑色2閃光を発する佐伯港中防波堤西灯台（以下「中防波堤西灯台」という。）がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操縦を行い、20時42分僅か過ぎ中防波堤西灯台から069度（真方位、以下同じ。）500メートルの地点で、針路を263度に定め、7.0ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

20時44分半僅か前a受審人は、中防波堤西灯台から345度120メートルの地点に至り、針路を231度に転じたとき、北防波堤まで130メートルとなり、その後北防波堤に向首して接近する状況であったが、転針時に操舵室の床に落ちたものを探すことに気をとられ、本港灯台の灯光を目視して北防波堤との相対位置関係を確かめ

るなど、船位の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、北防波堤に向首したまま続航し、20時45分僅か前船首至近に北防波堤を認めたものの、どうすることもできず、20時45分中防波堤西灯台から286.5度140メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首が北防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、左舷船首部に亀裂等を、北防波堤は擦過傷等をそれぞれ生じ、a受審人が左前額部打撲等を、作業員が上眼瞼挫創等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、佐伯港において、葛地区に入航する際、船位の確認が不十分で、北防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、佐伯港において、葛地区に入航する場合、北防波堤に向首して接近することのないよう、本港灯台の灯光を目視して北防波堤との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、転針時に操舵室の床に落ちたものを探すことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかつた職務上の過失により、北防波堤に向首して接近する状況に気付かずに進行して北防波堤に衝突する事態を招き、船体及び北防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するとともに、作業員1人を負傷させるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月18日

門司地方海難審判所

審判官 神崎和徳